

開 会 午前10時00分

○議長（阿部六平君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、平成25年第3回大槌町議会定例会を開会いたします。

では、これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部六平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において指名いたします。8番、里館裕子君及び9番、金崎悟朗君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（阿部六平君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日から9月18日までの13日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月18日までの13日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告及び行政報告

○議長（阿部六平君） 日程第3、諸般の報告及び行政報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

議長会等の動向につきましては、その概要を取りまとめ、お手元に配付しておりますので、ごらん願います。なお、詳細につきましては、関係書類が事務局にあります。

次に、本日まで受理した請願は、会議規則第91条及び第92条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたから報告いたします。

以上で、私からの諸般の報告を終わります。

続いて、岩手県沿岸知的障害児施設組合議会の報告を、東梅 守君をお願いいたします。ご登壇願います。

○3番（東梅 守君） [報告書のとおり]

○議長（阿部六平君） 続いて、岩手沿岸南部広域環境組合議会の報告を、岩崎松生君に
お願いいたします。ご登壇願います。

○11番（岩崎松生君） [報告書のとおり]

○議長（阿部六平君） 次に、行政報告を行います。町長、ご登壇願います。

○町長（碓川 豊君） [報告書のとおり]

○

日程第 4 報告第12号 健全化判断比率の状況の報告について

日程第 5 議案第65号 大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めること
について

日程第 6 議案第66号 大槌町子ども・子育て会議設置条例の制定について

日程第 7 議案第67号 大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を
改正する条例について

日程第 8 議案第68号 大槌町町税条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第69号 大槌町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第70号 工事請負契約の締結について

日程第11 議案第71号 町道の路線の廃止及び変更について

日程第12 議案第72号 岩手県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の
減少の協議に関し議決を求めることについて

日程第13 議案第73号 岩手沿岸南部広域環境組合規約の一部変更の協議に関し
議決を求めることについて

日程第14 議案第74号 平成24年度大槌町水道事業会計欠損金の処理について

日程第15 議案第75号 平成25年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定め
ることについて

日程第16 議案第76号 平成25年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第
1号）を定めることについて

日程第17 議案第77号 平成25年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算（第
1号）を定めることについて

日程第18 議案第78号 平成25年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第2
号）を定めることについて

日程第19 議案第79号 平成25年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正

予算（第2号）を定めることについて

- 日程第20 議案第80号 平成25年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについて
- 日程第21 議案第81号 平成25年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについて
- 日程第22 議案第82号 平成25年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて
- 日程第23 認定第1号 平成24年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第2号 平成24年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 議案第3号 平成24年度大槌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 認定第4号 平成24年度大槌町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 認定第5号 平成24年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 認定第6号 平成24年度大槌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第29 認定第7号 平成24年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 認定第8号 平成24年度大槌町水道事業会計歳入歳出決算の認定について

○議長（阿部六平君） 日程第4、報告第12号健全化判断比率の状況の報告についてから日程第30、認定第8号平成24年度大槌町水道事業会計決算の認定についてまで、27件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。

議案第65号については町長から、それ以外については総務部長から説明を求めます。

町長。

○町長（碓川 豊君） 私のほうから、議案第65号大槌町教育委員会の委員の任命に関し

議会の同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本年9月30日をもって任期満了となる大槌町教育委員会委員植田俊郎氏につきまして、引き続き委員として任命いたしたく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるため、議会に提案するものであります。

植田氏の経歴等につきましては記載のとおりですので、省略させていただきます。

植田氏は、現在教育委員2期目でございます。東日本大震災後におけるの児童・生徒の健康面からも、これまでの経験を生かして、本年10月1日から平成29年9月30日までの4年間について、引き続きご尽力を賜りたいと存じています。

つきましては、議会の同意についてよろしくお願い申し上げます。

以下の案件につきましては、総務部長のほうから提案させていただきます。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 平成25年大槌町議会9月定例会における報告1件、人事案件を除く議案17件、認定8件につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

報告第12号健全化判断比率の状況の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成24年度決算に係る健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率に関して報告するものであります。

議案第66号から議案第69号までの条例の制定及び一部を改正する条例につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第66号大槌町子ども・子育て会議設置条例の制定については、子ども・子育て支援法の制度に伴い、大槌町子ども・子育て会議の設置に関して必要な事項を定めるものであります。

議案第67号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例については、今後の一層の復旧・復興事業を円滑かつ確実に進めるためには、幅広い人的資源の確保が必要不可欠であり、人的資源の1つの方法である民間企業等との協定書等により、民間企業等の従業員を民間企業等に在籍したまま採用するためには、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく特別職として採用することが必要なことから、条例の一部を改正するものであります。

議案第68号大槌町町税条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、個人住民税の公的年金等からの特別徴収制度に関する取り扱いなどを改正する地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改

正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことにより、本条例の一部を改正するものであります。

議案第69号大槌町手数料条例の一部を改正する条例については、岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、都市計画法第47条第5項に規定する開発登録簿の写しの交付事務が生じたことから、本条例の一部を改正するものであります。

議案第70号工事請負契約の締結については、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出するもので、新町仮設小中学校グラウンド整備工事の契約であります。

議案第71号町道の路線の廃止及び変更については、廃止路線数は4路線、変更路線数は2路線となっております。道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第72号岩手県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少の協議に関し議決を求めることについては、平成26年1月1日をもって滝沢市に市制移行する岩手郡滝沢村を平成25年12月31日をもって岩手県自治会館管理組合から脱退させることの協議に関し、議会の議決を求めるものであります。

議案第73号岩手沿岸南部広域環境組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては、組合の事務所位置の変更に伴い規約の一部を変更するものであります。

議案第74号平成24年度大槌町水道事業会計欠損金の処理については、利益剰余金と未処理欠損金に関して地方公営企業法第32条の2の規定により議会の議決を求めるものであります。本件は、震災により給水世帯数が減少したことによる料金収入の減と、企業債支払不足の支出により欠損金が生じたもので、その欠損金を利益剰余金で補填するものであります。

議案第75号から議案第82号までについては、各会計の平成25年度補正予算であり、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第75号平成25年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定めることについては、安渡地区津波復興拠点整備事業及び安渡・赤浜・吉里吉里・浪板・小枕・延松地区の復興事業設計施工CMR事業等の復興交付金事業により、歳入歳出予算に84億9,478万6,000円を追加し、歳入歳出総額を774億5,475万円とするものであります。

第2条では、安渡・赤浜・吉里吉里・浪板・小枕・延松地区における復興事業設計施

工CMRに係る業務委託の債務負担行為であります。

第3条では、道路事業債の特定被災地方公共団体借入債の追加であります。

議案第76号平成25年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、前年度繰越金の計上及び一部負担金減免措置等に伴う給付費の増により、歳入歳出予算に2億4,615万4,000円を追加し、歳入歳出総額を21億8,615万4,000円とするものであります。

議案第77号平成25年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、前年度繰越金の計上に伴う一般会計繰入金の調整であります。

議案第78号平成25年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについては、第6款復興費の創設及び下水道台帳整備等により、歳入歳出予算に1,282万4,000円を追加し、歳入歳出総額を35億7,007万4,000円とするものであります。

議案第79号平成25年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについては、第6款復興費の創設及び処理場に係る高熱水費等により、歳入歳出予算に160万5,000円を追加し、歳入歳出総額を9億1,572万5,000円とするものであります。

議案第80号平成25年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、前年度の精算に伴う返還金等により歳入歳出予算に2,339万円を追加し、歳入歳出総額を14億1,349万9,000円とするものであります。

議案第81号平成25年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、前年度の精算に伴う後期高齢者医療広域連合納付金等により歳入歳出予算に78万2,000円を追加し、歳入歳出総額を1億1,113万8,000円とするものであります。

議案第82号平成25年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについては、第2条において資本的収入及び支出について企業債の見直しにより補正予定額を480万円増とし、資本的収入の予定総額を4億4,312万2,000円とするものであります。また、償還金の増により補正予定額を500万2,000円の増として、資本的支出の予定総額を5億2,153万6,000円とするものであります。

第3条では、配水施設借上債の限度額480万円を追加するものであります。

続きまして、認定第1号平成24年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号平成24年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでは、地方自治法第233条第3項及び同法第241条第5項の規定により決算審査意見書を付

して主要な施策の成果に関する説明書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び基金の運用状況調書を提出し、議会の認定に付すものであります。

決算書、1ページの総括表によりご説明申し上げます。

認定第1号平成24年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定については、予算現額1,103億3,840万8,000円、収入済額891億5,151万3,905円で、収入済額の前年度対比は611億3,242万8,309円、218.2%の増であります。東日本大震災復興交付金、震災復興特別交付税及び住宅再建支援の東日本大震災津波復興基金市町村交付金等によるものであります。予算現額と収入済額との比較は、211億8,689万4,095円であり、その主な要因は行政機能応急復旧事業や共同利用漁船等復旧支援事業等の翌年度への繰越事業に係る国県支出金等の未収入特定財源によるもので、執行率は80.8%であります。

歳出は、支出済額857億4,027万5,139円で、支出済額の前年度対比は613億2,440万2,947円、251.2%の増であります。その主な要因は、東日本大震災津波復興基金等の積立金、災害弔慰金等の災害復旧費及び瓦れき等の廃棄物処理事業費等によるものであります。予算現額と支出済額との比較は245億9,813万2,861円であり、その主なものは翌年度への繰越事業費及び災害弔慰金等の不用額によるものであり、執行率は77.7%であります。

歳入歳出差引額は34億1,123万8,766円で、繰越明許費に充当する財源1億2,115万1,000円を差し引いた実質収支額は32億9,008万7,766円となります。

認定第2号平成24年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、予算現額23億5,963万円、収入済額24億9,349万625円で、収入済額の前年度対比は7,368万8,592円、3%の増となっております。その主なものは、前年度繰越金となっております。予算現額と収入済額との比較は1億3,386万625円であり、その主なものは4款国庫支出金であり、執行率は105.7%であります。

歳出は、支出済額22億8,862万3,199円で、支出済額の前年度対比は1億2,921万7,161円、6%の増となっております。その主なものは、被災者の一部負担金の減免に伴う2款保険給付費であります。予算現額と支出済額との比較は7,100万6,801円であり、執行率は97%であります。

歳入歳出差引額は2億486万7,426円であり、翌年度へ繰り越されるものであります。

認定第3号平成24年度大槌町簡易水道事業特別会計決算の認定については、予算現額2,632万円、収入済額2,564万9,434円で、収入済額の前年度対比は781万2,360円、

43.8%の増となっております。その主なものは、金沢簡易水道に係る町債等によるものであります。予算現額と収入済額との比較は67万566円であり、執行率は97.5%であります。

歳出は、支出済額2,442万3,728円で、支出済額の前年度対比は828万2,572円、51.3%の増であります。その主なものは、金沢簡易水道に係る機器更新等によるものであります。予算現額と支出済額との比較は189万6,272円で、執行率は92.8%であります。

歳入歳出差引額は122万5,706円であり、翌年度に繰り越されるものであります。

認定第4号平成24年度大槌町下水道事業特別会計決算の認定については、予算現額25億8,604万4,000円、収入済額19億786万5,563円で、収入済額の前年度対比は8億4,912万4,883円、80.2%の増となっております。その主なものは、災害復旧費に係る国庫支出金等によるものであります。予算現額と収入済額との比較は6億7,817万8,432円で、その主なものは下水道災害復旧費の繰越明許費に伴う3款国庫支出金で、執行率は73.8%であります。

歳出は、支出済額19億544万5,989円で、支出済額の前年度対比は8億5,372万8,664円、81.2%の増であります。その主なものは、3款災害復旧費によるものであります。予算現額と支出済額との比較は6億8,059万8,011円で、主なものは5款災害復旧費の繰越明許費によるもので、執行率は73.7%であります。

歳入歳出差引額は241万9,574円であり、翌年度に繰り越されるものであります。

認定第5号平成24年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計決算の認定については、予算現額5億7,057万9,000円、収入済額5億4,763万8,243円で、収入済額の前年度対比は3億7,322万475円、214%の増であります。その主なものは、災害復旧費に係る県支出金であります。予算現額と収入済額との比較は2,294万757円で、執行率は96%であります。

歳出は、支出済額5億4,268万1,441円で、支出済額の前年度対比は3億7,077万5,045円、215.7%の増となっており、3款災害復旧費によるものであります。予算現額と支出済額との比較は2,789万7,559円で、執行率は95.1%であります。

歳入歳出差引額は495万6,802円であり、翌年度に繰り越されるものであります。

認定第6号平成24年度大槌町介護保険特別会計決算の認定については、予算現額15億9,015万4,000円、収入済額15億6,275万9,354円で、収入済額の前年度対比は519万9,622円、0.3%の減であり、その主なものは介護保険災害臨時特例補助金による3款国庫支

出金減によるものであります。予算現額と収入済額との比較は2,739万4,646円で、執行率は98.3%であります。

歳出は、支出済額15億3,291万3,604円で、支出済額の前年度対比は1億5,881万1,338円、11.6%の増で、前年度精算に伴う返還金等の各款諸支出金によるものであります。予算現額と支出済額との比較は5,724万396円で、執行率は96.4%であります。

歳入歳出差引額は2,984万5,750円となり、翌年度へ繰り越すものであります。

認定第7号平成24年度大槌町後期高齢者医療特別会計決算の認定については、予算現額9,413万7,000円、収入済額9,251万6,888円で、収入済額の前年度対比は2,170万6,663円、30.7%の増であり、1款保険料収入等の増であります。予算現額と収入済額との比較は162万112円で、執行率は98.3%であります。

歳出は、支出済額9,173万5,503円で、支出済額の前年度対比は2,231万7,276円、32.1%の増で、2款後期高齢者医療広域連合納付金によるものであります。予算現額と支出済額との比較は240万1,497円で、執行率は97.4%であります。

歳入歳出差引額は78万1,385円となり、翌年度に繰り越すものであります。

一般会計、特別会計の総合計は、予算現額1,175億6,527万2,000円、収入済額957億8,143万4,012円で、収入済額の前年度対比は624億2,026万7,471円、187.1%の増であります。その主なものは、復興交付金等による一般会計の661億円余りの増によるものであります。予算現額と収入済額との比較は217億8,383万7,988円で、歳入合計の執行率は81.5%であります。

歳出は、支出済額254億3,917万3,397円で、支出済額の前年度対比は628億3,502万814円、214.5%の増となっております。その主なものは、一般会計の復興交付金の積立金等によるものであります。予算現額と支出済額との比較は254億3,817万3,397円であり、歳出合計の執行率は78.4%であります。

歳入歳出差引額は36億5,533万5,409円であり、繰越明許費繰越財源1億2,115万1,000円を差し引いた7会計合計の実質収支額は35億3,418万4,409円であります。

次に、認定第8号平成24年度大槌町水道事業会計決算については、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員書を提出して議会の認定に付するものであります。

1 ページをお願いいたします。

1. 収益的収入及び支出における収入については、1款水道事業収益、予算額1億5,426万2,000円、決算額1億6,379万2,605円、給水戸数がふえたことにより、前年度対

比2,179万5,293円、15.3%の増となっております。主なものは、第1項営業収益、決算額1億6,051万925円は給水収益及びその他営業収益です。2款営業外収益、決算額316万4,020円は受取利息や消費税還付金及び下水道事務受託料であります。3款特別利益は、決算額11万7,060円は過年度の督促手数料であります。

次に支出については、1款水道事業費、予算額2億998万1,000円、決算額1億9,148万2,856円、前年度対比1,514万3,332円は7.3%の減であります。主なものは、第1項営業費用、決算額1億5,682万1,583円、前年度対比110万5,987円の減であります。2項営業外費用、決算額3,266万6,545円、前年度対比1,540万6,159円の減であります。3項特別損失、決算額199万4,728円であります。

2ページをお願いいたします。

2. 資本的収入及び支出における収入については、1款資本的収入、予算額1,579万4,000円、決算額1,280万6,741円、前年度対比3億288万8,168円、95.9%の減であります。主なものは、1項企業債、決算額560万円、前年度対比2億5,910万円の減であります。2項補助金、決算額421万4,241円、前年度対比4,209万4,518円の減であります。4項負担金、決算額299万2,500円、前年度対比169万3,650円の減であります。

次に支出については、1款資本的支出、予算額9,066万1,000円、決算額8,594万4,819円、前年度対比3億3,965万3,018円、79.8%の減であります。主なものは、1項建設改良費、決算額1,577万490円、前年度対比5,814万712円の減であります。2項企業債償還金、決算額6,996万1,329円、前年度対比2億8,172万5,306円の減であります。3項補助金返還金、決算額21万3,000円、前年度対比皆増であります。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,313万8,078円は、当年度分損益勘定留保資金4,093万606円、当年度消費税及び地方消費税資本的収入調整額74万9,719円及び建設改良積立金3,145万7,753円で補填するものであります。

3ページの損益計算書をお開きください。

下から3行目、当年度純損失が2,971万7,258円、当年度未処分欠損金が2,971万7,258円となります。

次に、6ページの剰余金処分計算書をお願いいたします。

利益剰余金から2,971万7,258円を繰り入れし、欠損金2,971万7,258円を処理する予定であります。

以上、報告1件、人事議案を除く議案17件、認定8件に関して一括で提案理由を申し

上げました。よろしくご審議お願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 以上をもって、当局の説明は終わりました。

最後に皆様にお諮りいたします。

後日設置を予定しております決算特別委員会において決算審査が行われるわけであり
ますが、限られた日程であります。議事をスムーズに進めるため、決算審査に必要な
資料を事前に当局にお願いすることが議会運営委員会において調整されましたので、皆
様から前もって資料請求を受けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議ありませんので、そのようにいたします。

それでは、9日月曜日の午後5時までに必要な資料名を事務局へ申し出ください。

本日はこれをもって散会いたします。

あす7日から9日まで議案思考のため休会、10日は午前10時より再開いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

散 会 午前11時17分

